## 主 文本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告理由は、抗告申立人弁護人荒川昌彦、同塙悟連名提出の即時抗告申立の補充書に記載されたとおりであつて、その要旨は、昭和四十一年五月二十六日の公判廷において、原裁判所は、検察官請求に係る、被告人の司法警察員に対する各供述調書及び被告人に対するポリグラフ検査書二通を証拠として採用することにつき弁護人の意見を求め、これに対し主任弁護人は、

被告人に対するポリグラフトを書工通は、検査を行うこと自体が被検者の供述を であるから憲法第三十八条第一項に直接を明明に立ての を記述を行うの趣旨に定し、被検者のに対しての であるから憲法第三百二章の鑑定を明明に対しての であるがら、一次ででは、一次での の検査書は刑事訴訟法第三百二章を の大きな、一次での の大きな、一次での の大きな、一次での の大きな、一次での の大きな、一次での の大きな、一次で の大きな、一次で の大きな、 で大きな、 の大きな、 で大きな、 の大きな、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のに、 のため、 のに、 のため、 のため、

そこでこれに対し次のとおり判断する。

一 当事者が証拠として取調を請求したものにつきその証拠能力の有無を判定し、これを証拠として取り調べるかどうかを決定することは事実審裁判所の健全な裁量に委ねられているから、裁判所が右裁量の限度を著しく逸脱して、法令の解釈 適用を歪曲し又は経験則を無視して供述の任意性の有無を誤認し若しくは当事者の 一方の証拠調請求のみを許容し他方のそれを理由なく却下する等し、以て当事者の いずれか一方を不当に不利益な立場に陥れたような特殊な事情でもある場合は名 別、然らざる場合においては、たとい証拠調に関する決定が法令に違反し若しくと 相当でないため、反射的に当事者のいずれか一方が不利益を被むる結果になるとし 相当でないため、反射的に当事者のいずれか一方が不利益を被むる結果になるとして も、その一事を捉えて直ちに、当該裁判官が不公平な裁判をする虞れがあるとして これを忌避する理由があるとは即断し得ないものと解すべきである。

二 そこで被告人に対する頭書被告事件の本案記録に基づいて考察するに、 第二十一回公判期日における証人Aの供述によれば、ポリグラフ検査とは、一般に人間が意識的に真実を蔽い隠そうと努力する場合には、それに伴つて非常に微妙な精神的動揺が発生し、相伴つて人体の内部に生理的変化なり、良庸気反射(同時記録し、そのうち比較的記録し、心脈波と動きであるが良力ではなり、を別でではないの質問を受けた被検者の呼吸という)を別でであるが検査が意識的に真実を確いであるが検査者が意識がでいるが検査が高識がでいるが検査が高識がであるが検査を重要を表して、会/要旨第一〉査若しるであるが検査者が検査といてはなら、はであるが検査を重明するといるの供述証拠とした場合に対して使用もものではなく、その際の心理検査の結果を証明するための供述証拠としてもいるのとはなく、その際の心理検査の結果を記述がして使用するに過ぎるではなく、その際の心理検査の結果を記述があるとして使用するに過ぎるをではなく、その際の心理検査を表明するとのではなら、ポリグラフ検査を行うことであるに対して使用するに過ぎるをではなら、ポリグラフ検査を行うことではが直ちに被疑者にあるが表別ではない。刑事訴訟法第百九十八条第二項に違反するものとはにわかに断じ難く、

、ポリグラフ検査書は、ポリグラフ検査を実施した者がその検査の経過及び結果を記載して作成した書面であつて、被検者の供述を録取した書面でないことは明白であるから、該検査書の証拠能力の有無を判定するに当つて、被検者とされた被告人に対し検査状況につき本人質問を行い、その供述の任意性の有無を確かめること〈要旨第二〉は全く筋違いであり、むしろ当該検査がそれに使用された器具の性能、操作技術等の諸点からみて信頼度の高〈/要旨第二〉いものと認められること、当該検査者が検査に必要な技術と経験とを有する適格者であること、被検者が当該検査を受けることに同意したこと、当該検査書は検査者が自ら実施した検査の経過及び結果を

忠実に記載して作成したものであること等の諸点を証拠によつて確かめたうえ、叙上の諸要件を備えていると認められたときは、刑事訴訟法第三百二十一条第四項に則りこれに証拠能力を付与しても敢えて違法ではないと解すべきところ、前顕証人Aの供述によれば、本件ポリグラフ検査書二通は叙上の諸要件を備えていないものとは必ずしも認め難い(なお、被告人が自ら同証人に対し検査状況その他の諸点につき縷々反対尋問を行つていることは記録上明白である)。

(裁判長判事 坂間孝司 判事 栗田正 判事 有路不二男)